

3 – 1. 保存書類① 飲食店時短営業の影響関係

※宣言地域等の考え方、保存書類の取扱いについては8ページ参照

申請者所在地	宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店との取引関係	保存書類
(A) 全国	直接取引	<ul style="list-style-type: none">➤ 宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店又はその間接取引先（卸売市場、流通事業者等）との<u>反復継続した取引※1を示す「帳簿書類及び通帳」。</u> <p>※1 「反復継続した取引」とは、2019年の1～3月及び2020年の1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となれば、その取引を示す「帳簿書類、通帳」でも可。（以下同じ。）</p>
(B) 宣言地域内		<ul style="list-style-type: none">➤ 自らの販売・提供先との<u>反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。</u>（上記(A)、(B)と同様）➤ 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を経由して、宣言地域で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、①同販売・提供先が宣言地域内の<u>卸売市場又は流通事業者</u>である、又は②宣言地域内に所在する<u>同飲食店、卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ</u>※2
(C) 宣言地域外	間接取引	<p>※2 自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、宣言地域の卸売市場等に対して、反復継続して、自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等</p>

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていないなど、給付要件に該当しない場合は給付対象外です。